

中原区役所選挙対策等非常勤嘱託員に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領(4川総雇第74号。以下「要領」という。)第26条の規定に基づき、中原区役所選挙対策等非常勤嘱託員(以下「嘱託員」という。)の職務等について必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 嘱託員の身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤職員とする。

(職務)

第3条 嘱託員は区役所総務課において、次に掲げる職務に従事する。

- (1) 選挙従事者調整事務に関すること。
- (2) 選挙関係物品管理事務に関すること。
- (3) 選挙時における投開票事務に関すること。
- (4) その他所属長から命ぜられたこと。

(定数)

第4条 嘱託員の定数は、1名とする。

(任用)

第5条 嘱託員は、心身ともに健康で、第3条に規定する業務を遂行できる者の中からまちづくり推進部長が選考の上、総務企画局人事部長の合議を経て、市長が任命する。

2 嘱託員の任用期間は、1年以内とする。

3 嘱託員の任用に際しては、その者に対して任用期間、報酬及び勤務時間その他の任用条件を明示するものとする。

第5条の2 前条第1項の選考に当たっては公募を行うこととする。

ただし、川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱（4川総雇第73号。以下「要綱」という。）の適用を受ける嘱託員については、この限りでない。

（任用の更新）

第6条 市長は、任用期間内の勤務成績が良好である嘱託員について、その任用期間を4回に限り更新することができる。ただし、要綱の適用を受ける嘱託員については、満65歳に達した日以後における更新はできない。

2 前項の場合において、更新回数が上限に達した嘱託員について、第5条第1項の規定による選考を経た上で再度の任用をすることを妨げるものではない。

3 要綱の適用を受ける嘱託員については、市長が特に必要であると認めたときは、第1項の規定にかかわらず任用期間を満了した嘱託員の任用期間を更新することができる。

（退職）

第7条 嘱託員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- （1）任用期間が満了した日
- （2）退職を願い出て承認があった日
- （3）死亡したとき。

（解職）

第8条 嘱託員が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長はその職を解くことができる。

- （1）勤務成績が良くないとき。

(2) 心身の故障のため、その業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(3) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

(勤務日及び勤務時間等)

第9条 嘱託員の勤務日は、月曜日から日曜日までのうち週5日とする。

2 嘱託員の勤務時間は、午前8時30分から午後10時00分のうち、5時間45分とし、1週間当たりの勤務時間は28時間45分とする。

3 所定の勤務時間の途中に休憩時間を60分置くものとする。

4 勤務日、勤務時間及び休憩時間の割振りは所属長が定め、前月末日までに嘱託員に通知するものとする。

(休日)

第10条 嘱託員の休日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

(勤務を要しない日の振替)

第10条の2 所属長は、嘱託員に勤務を要しない日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務をすることを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日を勤務を要しない日に変更して、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(時間外勤務)

第 10 条の 3 所属長は、嘱託員に正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は勤務を要しない日に勤務することを命ずることはできない。ただし、公務のため臨時に又は緊急の必要がある場合において、嘱託員に正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は勤務を要しない日に勤務することを命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずるために業務上やむを得ないと認められるときは、この限りでない。

(年次有給休暇)

第 11 条 嘱託員に対して、別表第 1 に掲げる区分に応じた年次有給休暇を原則として 1 日を単位に付与することができる。ただし、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間(以下「会計年度」という。)の途中で任用された嘱託員については、その会計年度内における任用期間に応じて別表第 2 に規定する日数を付与することができる。

2 第 6 条の規定に基づき、任用期間の更新又は再度の任用をされた場合において、前年度(直近 1 年度に限る。)に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。

(特別休暇)

第 12 条 嘱託員に対して、要領又は要綱に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

(育児休業)

第 13 条 嘱託員は、要領又は要綱に定めるところにより育児休業をすることができる。

(部分休業)

第 14 条 市長は、嘱託員が請求した場合において、要領又は要綱に定めるところにより部分休業を承認することができる。

(報酬)

第 15 条 嘱託員には、第 1 種報酬、第 2 種報酬及び第 3 種報酬を支給する。

2 第 1 種報酬の額は、月額 170,000 円とする。

3 第 2 種報酬の額は、嘱託員の通勤の事情等に応じ、総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

4 第 3 種報酬の額及びその基礎となる勤務時間数は、要領又は要綱に定めるところによる。

5 第 1 種報酬、第 2 種報酬及び第 3 種報酬の合計額は、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例(昭和 22 年川崎市条例第 12 号。以下「条例」という。)第 1 条第 3 項に定める報酬額の限度額を超えないものとする。

6 前各項に規定する第 1 種報酬、第 2 種報酬及び第 3 種報酬の支給方法は、総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

(月の中途任用又は退職等の場合の第 1 種報酬)

第 16 条 嘱託員が月の中途において任用された場合の当該月の第 1 種報酬の額は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に 1 日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に第 18 条に定める勤務 1 時間当たりの第 1 種報酬額を乗じて得た額を前条第 2 項の第 1 種報酬額から減額する。嘱託員が月の中途において退職した場合の当該月の第 1 種報酬額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数の 1 日の勤務時間数を乗じて得た勤

務時間数に第18条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給するものとする。

(第1種報酬の減額)

第17条 嘱託員が、勤務日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務しない1時間につき、次条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を減額して、第1種報酬を支給する。

2 前項の場合において勤務しない時間数に30分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの第1種報酬額)

第18条 嘱託員の勤務1時間当たりの第1種報酬は、第15条第2項に定める第1種報酬額に1.2を乗じて得た額をその者の1週間の勤務時間数に5.2を乗じて得た数で除して得た数とする。この場合において、第1種報酬額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(費用弁償)

第19条 嘱託員がその職務のため出張するときは、条例第5条第2項及び第3項の規定に基づき、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表の4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則(昭和37年川崎市規則第50号)の規定による旅費を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

(服務)

第 20 条 所属長は、嘱託員について、その勤務状況を出勤簿、出張命令簿及び時間外勤務命令簿兼振替命令簿により把握するとともに、その職について必要な服務規律が守られるよう指揮監督しなければならない。

2 区長は、嘱託員が服務規律に違反した場合及び心身の故障のためその業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合その他その職に必要な適格性を欠く場合は、直ちに総務企画局長に報告するとともに、適切な措置を行うものとする。

3 嘱託員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 前各項に定めるもののほか、嘱託員の服務については正規職員の例による。

(社会保険の適用)

第 21 条 嘱託員に対する社会保険の適用については、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)及び介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の定めるところによる。

(公務災害等の補償)

第 22 条 嘱託員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 42 年川崎市条例第 35 号)に定めるところによる。

2 嘱託員が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合、当該期間に対する第 1 種報酬及び第 2 種報酬は支給しない。

(健康診断)

第 23 条 嘱託員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

(定めのない事項)

第 24 条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)その他関係法令及び要領の定めるところによる。

(委任)

第 25 条 この要綱の施行について必要な事項は、その都度区長が定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第11条関係)

1週間の 勤務日数	勤務年数ごとの休暇日数				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
5日	10日	11日	12日	14日	16日
	18日	20日	20日	20日	20日

備考 従前の任用から引き続いて再度の任用をされた嘱託員については、再度の任用以後の勤務年数に応じてこの表を適用するものとし、それぞれ下段の休暇日数を付与するものとする。

別表第2(第11条関係)

1週間の 勤務日数	任用期間(1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。)ごとの休暇日数						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月 を超える 期間
5日	1日	2日	2日	3日	4日	5日	10日

備考 更新した場合の年次有給休暇は、別表第1に規定する勤務年数ごとの休暇日数を付与することができる。